北海道告示第 10489 号

漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 108 条第 5 項において準用する同法第 105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者 の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第108条第5項において準用する同法 第105条の2第4項の規定により同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと 認める。

令和6年3月22日

北海道知事 鈴木 直 道

区域

函館区域(函館市漁業協同組合の地 区)

区分

総トン数 20 トン未満の漁船によるいか釣 り漁業

秋さけ定置漁業

荻伏区域(日高中央漁業協同組合の 地区のうち、浦河町荻伏町及び字東 栄の地域)

総トン数15トン以上20トン未満の漁船による 漁業(1に掲げる漁業以外の漁業をいう。)、 総トン数 10 トン以上の漁船によるさんま棒受 網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 ※1に掲げる漁業とは、

1 総トン数 10 トン以上の漁船による太平 洋さけ・ます流し網漁業をいう。

大樹区域(大樹漁業協同組合の地区)

総トン数 10 トン以上の漁船によるさんま棒受 網漁業、総トン数 10 トン以上の漁船によるす けとうだら刺し網漁業、総トン数 10 トン以上 の漁船によるいか釣り漁業、春さけ定置漁業及 び秋さけ定置漁業

根室、歯舞、根室湾中部、別海、野 付区域(根室漁業協同組合、歯舞漁 業協同組合、根室湾中部漁業協同組 合、別海漁業協同組合及び野付漁業 協同組合の地区)

春さけ定置漁業であって、歯舞漁業協同組合に 所属する者が営む漁業

標津区域(標津漁業協同組合の地区) 春さけ定置漁業